

仕様書

1 件名

古崎配水場残留塩素計取替業務

2 実施場所

下関市豊北町大字滝部字古崎389-1 古崎配水場（別図1）

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 実施内容

本業務は、既設無試薬形遊離塩素計の撤去を行い新品無試薬形遊離塩素計（変換器・検出器・架台）の設置を行うもの。（別図2）

（1）無試薬形遊離塩素計（変換器・検出器・架台）取替 1式
機器仕様

- ・測定対象：浄水
- ・測定方法：回転電極式ポーログラフ法
- ・測定範囲：0～3mg/l
- ・測定レンジ：2レンジ切替可能（任意の範囲で設定可能）
- ・出力信号：4～20mA DC（0～2mg/l）
- ・接点出力：なし
- ・電源電圧：AC100V、60Hz
- ・その他：自立形水質計サンプリング装置付き、自動ゼロ校正なし

（2）既設残留塩素計及び架台撤去、搬出及び処分

（3）検出器1次側配管取替え

（4）新品無試薬形遊離塩素計（変換器・検出器・架台）設置

（5）機器取替え後、現地にて調整を行うこと。

5 提出書類

（1）材料使用承諾願

（2）業務写真（実施前、実施中及び実施後）

（3）取扱説明書・試験成績表

（4）業務完了届

6 実施に当たっての注意事項

- (1) 実施日、使用材料、実施方法等について委託者と事前に協議をすること。
- (2) 業務の実施日時は、原則として、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。ただし、業務の都合上やむを得ず夜間、休日に作業を行う場合は事前に休日等入場届出書（委託者様式）を提出し、承諾を得ること。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) 既設構造物に損傷を与えたときは、速やかに委託者に報告し、受託者の責任で復旧すること。
- (5) 車両及び歩行者の通行に支障のないよう実施すること。
- (6) 廃棄物等は、関係法令に従い適正に処分すること。
- (7) 実施場所は、水道施設用地であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる用地内の汚損がないよう、衛生面に注意すること。

7 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上